

住宅デザイン模倣裁判の概要と 改正意匠法による空間デザイン保護の動向

日本橋知的財産総合事務所、代表弁理士。東京大学工学部卒業後、株式会社クボタに勤務。2004年に弁理士登録。21年に日本橋知的財産総合事務所を開設。著書に『令和元年改正意匠法の解説および新たに保護される意匠の実践的活用テクニックの紹介』（共著、経済産業調査会、2020）がある。

加島広基
Kashima Hiromoto

2020年11月、東京地裁は住宅デザインに関する組立て家屋の意匠権侵害を認める判決を下した。本判決は住宅デザインの意匠権の侵害についてはじめて出されたものである。本稿では組立て家屋の意匠ならでは本判決の内容とともに、昨今の建築業界における改正意匠法による空間デザインの保護の動向を紹介する。

I 本事件の背景

近年、さまざまな産業においてデザインの重要性が高まっている。2018年5月には、経済産業省と特許庁はデザインによる日本企業の競争力強化に向けた課題を整理し、「デザイン経営宣言」という報告書を取りまとめた¹。この報告書ではデザイン経営の推進のため5つの切り口から政策提言を行っているが、そのなかの1つに意匠法の改正により保護の対象を拡大することがあげられている。このような背景のもと、2019年5月には特許法等の一部を改正する法律が成立し、意匠法の大幅な改正が行われ、本改正は一部を除き2020年4月1日より施行された。

改正意匠法では、意匠法による新たな保護対象として画像、建築物、内装が追加された。ここで、建築物や内装が意匠法による保護対象となった背景としては、近年では顧客が体験する企業とのあらゆる接点（UX）のデザインが重視されているなかで、特徴的な空間デザインが差別化の要素となっていることがあげられる。従来では不正競争防止法や著作権により空間デザインの保護を図る動きがあったが、これらの法律では十分な保護を図ることができないという問題があった。今回の意匠法改正では、企業が店舗の外観や内

装の形状等に工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えているという近年の状況に鑑みて、企業競争力の源泉たるデザインを意匠権で保護することができるよう、建物の外観・内装も意匠権の保護対象となった。

なお、建物の外観に関しては、工業的な方法で量産できるものについて従前の法律でも「組立て家屋」として保護を受けることが可能であった。工業的に量産され販売時に動産として取り扱われるものは意匠法上の物品として運用されていたからである。本事件²は今回の意匠法改正前に出願された組立て家屋に係る意匠権に基づく差止請求および損害賠償請求が認められた事案である。

II 事件の概要と判決要旨

1 事案の概要

原告（株式会社アールシーコア）は、ログハウスなどの个性的な木の家を全国で販売する中堅住宅メーカーである。原告は、原告が有する組立て家屋の部分意匠に係る意匠権（意匠登録1571668号）を被告（マキタホーム株式会社）が侵害すると主張して、差止請求および損害賠償請求を求めた。

また、原告は、原告が販売する建物の備え

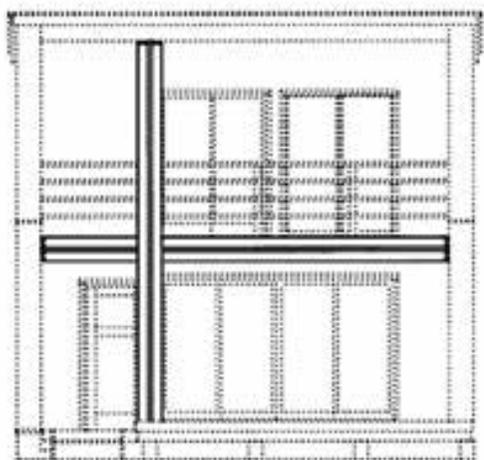
¹ 経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会 「『デザイン経営』宣言」（2018年5月23日）。

² 東京地判令2.11.30（平成30年（ワ）26166号）。

る形態が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているとしたうえで、被告が建物を製造、販売等する行為は原告の商品等表示と同一または類似する商品等表示をしようとするものであるとして、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当すると主張した。

東京地裁は意匠権に係る原告の主張を認め、被告の建築物の製造等の差止および損害賠償金の支払を命じた。一方、不正競争防止

【図表1】原告の意匠権（意匠登録1571668号）の正面図



【図表2】被告建物の正面図（判決文中の被告製品目録1 参考画像甲）



法に基づく原告の請求には理由がないと判示した。

2 判決要旨

(1) 争点1（意匠権侵害の成否）

原告は、本件意匠権と被告意匠とを対比すると、柱部の形成位置について、本件意匠は家屋の中心からやや左に外れた位置とされているところ、被告建物では家屋の中心からやや右または左に外れた位置とされており、その形成位置が異なる場合がある他はすべて同一であると主張した。一方、被告は、被告建物の柱部および梁部の断面図は凹の字であり、これにより本件意匠とは異なり、正面から見ても柱部および梁部の中央部に空間が形成されないという差異が生じているため被告意匠は本件意匠と類似しないと主張した。この点について、裁判所は、被告建物のように柱部および梁部の断面図が凹の字状の形状となっても、家屋の正面視においては柱部および梁部に3つの矩形が形成されているという点においては何ら変わりがなく、家屋の正面を見る看者に起こさせる美感の内容に有意な差を生じさせないため、被告製品の意匠の形状は本件意匠の形状に類似すると判示した。

また、被告は、被告が販売等をしているのは不動産たる建築物であるところ、不動産は意匠法上の物品に該当しないものとされているから、物品の類似性が観念し得ず、本件意匠と被告意匠の類似性も認められないと主張した。これに対し、裁判所は、被告建物はその建築工程等に照らし、使用される時点においては不動産として取り扱われるものの、それよりも前の時点においては工業的に量産された材料を運搬して現場で組み立てるなど、動産的に取り扱うことが可能な建物であるから、組立て家屋に該当すると認められると判示した。

また、被告は、本件意匠権の出願前に公知である引用意匠（原告が販売していた建物の意匠）に基づいて新規性および創作非容易性を有さないため本件意匠権には無効理由があると主張した。この点について、裁判所は、本件意匠と引用意匠との間には柱部および梁部のデザインおよび柱部と梁部の交差する箇所形状について4つの差異点が存在し、これらの差異点により本件意匠と引用意匠は看者に対して異なる美観を起こさせるものと認められるため、本件意匠権は新規性および創作非容易性を有するとして無効理由があるとは認められないと判示した。

(2) 争点2（不正競争行為の成否）

原告は、原告製品形態は特別顕著性および周知性が認められるから、原告製品形態は「商品等表示」に該当し、被告製品は原告製品と混同のおそれがあると主張した。

これに対し、裁判所は、上記の原告製品形態の全部または一部の形態を備える建物として原告製品および被告各建物の他に住宅が存在するとして特別顕著性を認めず、不正競争防止法に基づく原告の請求には理由がないと判示した。

(3) 争点3（損害の発生およびその額）

原告は、被告建物の製造、販売による意匠法39条2項の「利益」を算定するにあたっては、建物のみならずこれと一体として売却した土地の販売利益をも考慮に入れるべきであると主張した。これに対し、裁判所は、被告建物は土地と一体的に販売されているものの、被告は必ずしも建売住宅の販売に特化した事業を行っていたものではなく、注文住宅の建築を請け負っていたものであり、被告において土地と建物を一体として取引することが常態であったとまでは認められないとして、意匠法39条2項の「利益」を算定するに

あたっては建物の販売利益のみを対象として算定すべきであると判示した。

また、裁判所は、被告が受けた「利益」を算定するにあたっては、被告が付した価格によらず、客観的価格によるのが相当であると判示した。この点について、本事件では、建物の客観的価格は、物件の販売価格の合計から、土地の客観的価格（実勢価格と同義）を控除することによって求めることができ、かかる額からさらに建物の建築等費用を控除することによって、被告が建物の譲渡等により受けた限界利益（意匠法39条2項の「利益」）の額を算出することができると判示された。

また、本件意匠の寄与度について、本件意匠は原告建物全体を占めるものではないとして、本件意匠の侵害部分が被告建物の販売に寄与するとしてもその寄与の度合いを認定するにあたっては同部分が被告建物の外観の一部を占めるに過ぎないことをしん酌するのが相当であると認定した。また、需要者は住宅を購入する際に建物の外観のデザインによって決定するのではなく立地、間取り、価格、屋内設備等の仕様などを総合的に考慮して決定すること、本事件では被告物件の購入者が被告の申出を受けて柱部を撤去する工事に同意していることをあわせ考えると、本件意匠が被告が受けた利益に寄与をしていない部分については意匠法39条2項の推定覆滅事情として認めるのが相当であると認定された。そして、本件意匠が被告の利益に与えた寄与度は10パーセントと認めるのが相当であり、その余の90パーセントについて上記の推定が覆滅されるというべきであると判示された。

(4) 争点4（差止め等の必要性）

被告は、被告各建物について、建物の正面視に位置する柱部を撤去する工事を完了している。しかし、被告建物は、枠組壁工法により、工場において量産が可能な建材を用いて

建築される組立て家屋であるから、いったん製造、販売等を中止したとしても、その再開はさほど困難ではないとして、被告において再び被告製品を製造、販売等し、もって本件意匠権を侵害するおそれがあると認められるため、原告が被告に対して被告製品の製造、販売等の差止めを求める必要性があるものと認められると判示された。

一方、原告が主張する建物の除去の必要性については、被告建物はすでに顧客に販売されたから、所有権は顧客に移転したと認められるため、被告製品の除去に係る原告の請求は理由がないというべきであると判示された。

3 解説

上述したとおり、本事件は組立て家屋の意匠権に基づく差止請求および損害賠償請求はじめて認められた事案であるが、判決文でも組立て家屋の意匠ならではの判断がなされている点に留意すべきである。

(1) 「組立て家屋」の取扱い

「組立て家屋」については、改正意匠法の施行前でも工業的に量産され販売時に動産として取り扱われる意匠法上の物品として登録が認められていたが、本判決では、使用される時点においては不動産として取り扱われるものであっても、建築時に工業的に量産された材料を運搬して現場で組み立てるなど、動産的に取り扱うことが可能である場合は、組立て家屋に該当すると認められると判示された。なお、後述するように改正意匠法により不動産であっても意匠法による保護が可能となった。

(2) 意匠法39条2項の「利益」について

不動産の商取引において建物と土地が一体的に販売される場所、意匠法39条2項の

「利益」を算定するにあたっては建物の販売利益のみを対象として算定すること、および建物の客観的価格を物件の販売価格の合計から土地の客観的価格を控除することによって求めることは、組立て家屋に係る意匠権の侵害における損害額を算出する基準として妥当であると考えられる。

なお、原告意匠は部分意匠であったため、本件意匠の寄与度の算定にあたり、原告意匠が占める部分が被告建物の外観の一部を占めるにすぎないため寄与率が低く算定されている。原告意匠が部分意匠ではなく全体意匠であった場合は、寄与率がより高くなっていた可能性がある。部分意匠は侵害論において被告製品との類否判断で有利に働く場合があるものの、損害賠償額の算出にあたっては全体意匠と比較して寄与率が低く算定されることにより損害賠償額も小さくなることもある。このため、同じ物品の形状について全体意匠および部分意匠の両方の意匠権を取得しておき、差止め請求では部分意匠に係る意匠権を活用する一方、損害賠償請求では全体意匠に係る意匠権によって寄与率を高める方法も考えられる。

(3) 建物の除去の必要性

本事件では被告建物の所有権は顧客に移転したため、被告建物の除去に係る原告の請求は認められなかった。顧客が単に建物に住むだけであり業として建物を利用しなければ原告は顧客に対して差止請求を行うことは困難であると思われる。一方、顧客が建物を業として実施する場合は、意匠権者からの建物の除去に係る請求が認められる可能性があると考えられる。

Ⅲ 本判決が住宅業界に与える影響と改正意匠法による空間デザインの保護の最新動向

1 本判決が住宅業界に与える影響

住宅業界においては従前より建物のデザインの安易な模倣が広く行われており、特徴あるデザインの建物を提供する住宅メーカーは対応に苦慮していた。また、多くの住宅建設業者が自社のウェブサイトやSNS等で広告を行うことにより模倣行為が顕在化していた³。

今回の判決は、組立て家屋のデザインについての意匠権に基づく差止請求および損害賠償請求を認めており、また、被告は訴訟中に住宅のデザインを変更せざるを得ない状況に追い込まれたため、住宅デザインの保護を法が後押しする契機となったといえよう。とりわけ、住宅業界ではエンドユーザーが施工業者に対して既存の建物と同じまたは類似するデザインで住宅を建築することを求めることがあり、施工業者もエンドユーザーの要望をそのまま受け入れて結果的に建物のデザインを模倣するケースがあった。しかし、今後はこのような行為は建物のデザインの意匠権が存在する場合は権利侵害に該当し、差止めや設計変更の対象となりエンドユーザーにとっても不利益を被ることになるため、業界全体でより一層の法遵守の意識が求められる。

2 改正意匠法による空間デザインの保護の最新動向

前述のとおり、改正意匠法の施行により従前の動産としての組立て家屋に加えて不動産としての建築物や内装の保護が可能となった。このような法改正に合わせて、建築業界でも知財を重視する会社が増えている。株式

会社ファーストリテイリングの公園付きの階段状の建物の意匠やCCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）の書店の内装の意匠⁴は大きな話題になった。改正意匠法の施行から1年が経過した2021年4月1日時点で、建築物、内装の意匠はそれぞれ363件、235件出願されており、すでに102件の建築物の意匠および24件の内装の意匠が登録されている⁵。意匠登録出願を行うことにより登録されて意匠公報が発行されることで、同業他社へのデザイン模倣に対する牽制にもつながる。

このように、2020年に施行された意匠法改正により建築業界で空間デザインの権利保護の意識が高まっていたところ、今回の住宅デザインの模倣に対する差止請求および損害賠償請求を認めた判決はその流れを後押しするものであり、安易なデザインの模倣は大きなリスクを背負うことが明確になったことで、建築業界における今までの知財軽視の流れが大きく変わることが期待される。

* * *

³ 株式会社アールシーコアのプレスリリース「日本初！住宅デザイン模倣裁判で勝訴判決」（2020年12月8日）。

⁴ 経済産業省「建築物、内装の意匠が初めて意匠登録されました」（2020年11月2日）。

⁵ 特許庁「改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向」（2021年4月16日）。